

○東京藝術大学大学美術館管理・運営推進協議会規則

〔平成27年7月16日〕
制 定

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学大学美術館規則第6条の規定に基づき、東京藝術大学大学美術館管理・運営推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 協議会は、大学美術館（以下「美術館」という。）と美術学部が連携して、美術館の円滑な管理・運営に寄与するため、次の各号に係る事項を審議する。

- (1) 美術館の管理・運営に関する戦略的施策の提案及び推進に関する事項
- (2) 美術館の管理・運営に係る情報の収集、分析等に関する事項
- (3) 他部局との連絡調整に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 1人
- (3) 美術館長（以下「館長」という。）
- (4) 美術館副館長
- (5) 美術学部長
- (6) 美術学部教授会構成員から選出された者 1人

2 前項第6号に規定する者は、美術学部長の推薦を経て学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第6号に規定する者の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、協議会を主宰する。

(会議)

第6条 協議会は、議長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、美術館事務部において行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年7月16日から施行し、平成27年6月1日から適用する。